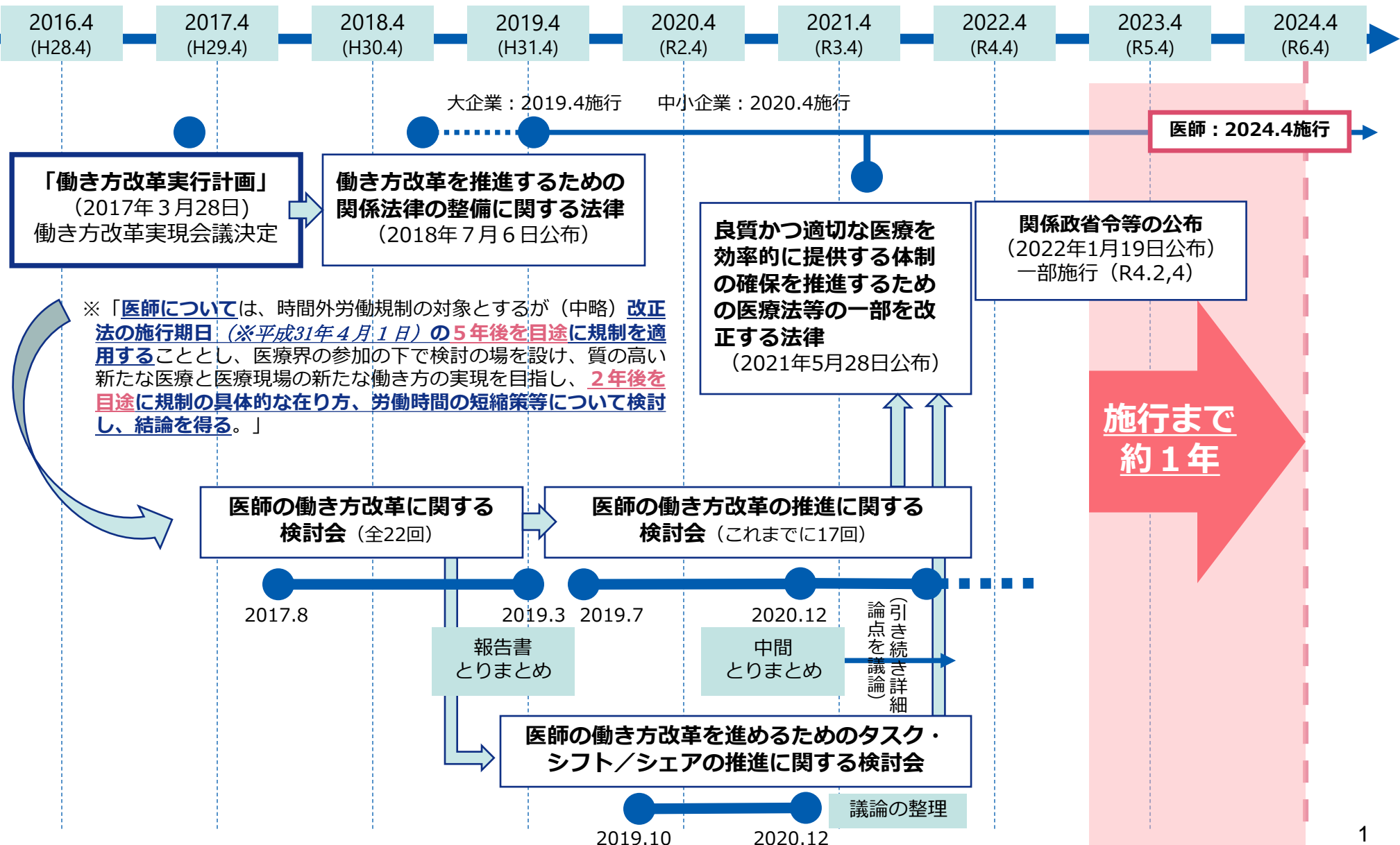


医師の働き方改革の議論の進捗



医師の働き方改革

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

+

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、**法改正**で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)
- ・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～) **法改正で対応**

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		義務
B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了		
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)

医学生向けの労働法教育に関する支援対策事業の趣旨・経過

事業の趣旨

- 医師の働き方改革を進める上では、今後医師となる医学生が、学生の頃から医師の働き方の実情、医師の働き方改革の内容と目的、その基本となる労働法の基礎を知ることが重要
- このため、講義の実施方法や講義内容などを検討する際に参考となる指導者用教材を作成・配布するとともに、希望する大学に対し、そのニーズに応じて、講師派遣、講義企画、資料提供等の支援を実施

事業の経過

<令和2年度>

- 医師等の有識者の協力を得ながら、医学部における労働法講義の実施方法、指導者用教材の構成等について検討を開始



<令和3年度>

- 東京大学、東北大学及び関西医科大学の協力を得て、モデル講義を実施
- 講義の実施方法や講義内容などを検討する際に参考となる指導者用教材「明日の医師たちへ」を作成



<令和4年度>

- 大分大学、岐阜大学、久留米大学、高知大学、東北大学、徳島大学、三重大学、宮崎大学の計8大学において、講師派遣等の支援を実施し、今後、山形大学、横浜市立大学の計2大学において、講師派遣等の支援を実施予定
- 「明日の医師たちへ」をいきサポに掲載するなどして周知を実施
- 「医学部等における労働法教育を考えるシンポジウム」を開催

支援内容について

指導者用の教材用資料の作成 「明日の医師たちへ～医学生を対象とした医師の働き方を考えるモデル講義（案）～」

- 講義を企画する職員や講義担当者向けに、初めて講義を実施する場合を想定し、講義内容のポイント等を掲載
- 講義の構成や内容に加え、事前の準備や外部講師を依頼する際の留意点等、講義の実施に役立つ情報も掲載
- 東京大学、東北大学、関西医科大学で実施したモデル講義実例のほか、医師の働き方改革に関する参考資料も多数掲載

冊子はこちらをご覧ください！（医師の働き方改革制度解説ページ）
<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>



医学生向け労働法講義の実施支援

企画・実施の支援、資料の提供

- 各大学の希望に応じて、企画支援・講師確保、講義当日までの実施支援・関係資料の提供など、総合的にサポート
- 働き方改革に関する講義をはじめ、「仕事と家庭の両立」や「長時間働くことと医療の質」をテーマとするグループディスカッションなど、希望に沿った講義内容を提案

講師の派遣

- 大学独自で企画した講義内容に合わせ、医師の働き方改革に知見のある専門家（現役医師や弁護士など）を講師として派遣

※「医学生向け労働法講義の実施支援」について、令和4年度の申し込みは終了しました。

